

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、船体ブロック製造業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、業務上負傷し、同月〇日、C病院において「左脛骨近位部骨折」（以下「原傷病」という。）と診断され、療養の結果、同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は残存する障害が労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。なお、請求人は、これを不服として審査請求及び再審査請求をしたが、いずれも棄却された。

その後、請求人は、平成〇年〇月に左膝痛を訴え、同年〇月にD病院に受診し、「左膝蓋大腿関節障害、左脛骨近位部骨折後」と診断され、当該傷病は原傷病が再発したものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したが、監督署長は、再発には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。なお、請求人は、この処分を不服として、審査請求及び再審査請求をしたが、いずれも棄却され、さらに、国を被告として提訴したが、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所においていずれも棄却されている。

請求人は、その後、国民健康保険によりC病院において「左変形性膝関節症」（以下「本件傷病」という。）として治療を受けていた。

請求人は、本件傷病は原傷病の再発であるとして、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、再発には該当しないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は、原傷病の再発であると主張するので、本件に係る医師の見解について改めて確認すると、次のとおりである。

ア E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日（治ゆ日）と現在の傷病状態との比較について「悪化は無い」旨回答しており、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日来院時X-Pにて、以前（平成〇年〇月〇日の症状固定時）と変化無い」旨述べており、更に平成〇年〇月〇日に審査官に対し、本件休業補償給付支給請求書の傷病名を「左脛骨近位部骨折による左変形性膝関節症」とした理由について「左変形性膝関節症では、労災として請求できないことから、平成〇年〇月の労働災害により発症した当時の傷病名である左脛骨近位部骨折を追記した」旨述

べている。

イ 地方労災医員協議会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「左膝については平成〇年と平成〇年との比較では差違は認められず、変形性膝関節症の所見も認められない。医学的にみて、請求人の傷病が再発したと認めることは困難である。」と判断している。

ウ F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「入社時の健康診断個人票において膝痛は要精査、要注意と記載したが、初めての受診であり、検査診断については、整形外科を受診するよう説明した」旨述べている。

エ G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「平成〇年〇月〇日にC病院で撮影されたエックス線画像からは、明らかな関節症性変化の左右差は無く、平成〇年〇月〇日（治ゆ日）に撮影されたエックス線画像とその後撮影されたエックス線画像を比較して、明らかな関節症性変化の出現または増悪を認めない」旨述べている。

(2) これらの医師の所見等に基づき判断すると、決定書理由に説示のとおり、本件傷病は、原傷病の治ゆ日以降に新たに発症したものと認めることはできない。また、治ゆ時の症状に比べて症状が増悪しているとも認められず、「再発」の要件を満たしていないことは明らかである。したがって、本件傷病は、原傷病の再発と認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。